

平成29年度 公表の対象となる随意契約

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額 (税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
院長室系統空調機	事務部 会計課	平成30年3月26日	三菱ビルテクノサービス(株) 札幌市中央区北3条西4丁目1-1	3,456,000円	契約業者は従前より当該機器の整備対応を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	







## 注意事項

### 予定価格 100 万円(賃借・借入 80 万円) 以上の場合に公表する

1. 公表する旨記載した契約
2. 当該様式で本社報告
3. 72 日以内にホームページで公表

### 随意契約にできる場合

- 工事または製造：予定価格が 250 万円を超えない場合
- 財産の買入：予定価格が 160 万円を超えない場合
- 物件の借入：予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない場合
- 物件の売払：予定価格が 50 万円を超えない財産を売り払う場合
- 物件の賃貸：予定価格が 30 万円を超えない貸付の場合
- 上記以外の契約：上記以外で 100 万円を超えない場合

## 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること。その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。